

別記第2号様式（第3条関係）

視察概要書

1 視察日時 令和元年11月6日（水） 午後1時30分～午後3時00分

2 視察先 奈良県田原本町議会
（住所：奈良県磯城郡
田原本町890-1）



3 調査事項 タワラモトンタクシー
（タクシーの初乗り運賃の補助）について

4 視察先概要

(1) 挨拶 田原本町議会 議長 小走 善秀 氏
田原本町 副町長 住井 康典 氏

(2) 説明者 田原本町役場 総合政策課 職員 2名

(3) 視察先概要：奈良県田原本町

ア 人口：31,876人（令和元年10月31日現在）

イ 面積：21.9km²

5 調査項目

(1) 概要について

・経緯、具体的な取り組み、成果等について

(2) 現在の状況について

・利用者数について（デマンド型タクシーとの比較）

・費用について（デマンド型タクシーとの比較）

(3) 今後の課題等について

6 視察の目的： 現在、本市ではコミュニティバスを2校区で運行している。運行開始当初より利用人数は増えているが、課題も多く、今後も持続可能な新たな手法を検討していかなければならない。

7 施策等の概要： 田原本町では、買い物や通院などの移動に困難を伴う方を支援するために、平成22年から乗合デマンドタクシーの運行を開始した。しかし、年に1度もデマンドタクシーを利用しない登録者が8割を超えているという状況だったため、事業の見直しを行い、平成30年7月に「タワラモトタクシー助成制度（タクシーの初乗り料金助成サービス）」に移行した。

8 主な質疑応答

Q1. タワラモトタクシー利用券の発行枚数が対象者によって違う理由は何か。

A1. 発行枚数が24枚と12枚の対象者がいるが、12枚の対象者は、身体障害者や療育手帳を所持している方であり、福祉タクシーの補助も別途受けることができるため、それを考慮して枚数を少なくしている。

Q2. タクシーの運賃が初乗り運賃を超えた場合はどうなるのか。

A2. タクシーの運賃から初乗り運賃を差し引いた額を支払うことになる。

Q3. タクシー利用券を使った移動で、目的地として多いのはどこか。

A3. 駅が1番多い。町内の病院やスーパーに行くための利用も多いが、日頃の通院や買い物でタクシー利用券を利用すると、すぐにチケットがなくなってしまうため、電車で町外に出ていくような用事の際に多く使われているようだ。

Q4. 市からタクシー会社への、タクシーチケット利用分の料金の支払いの流れはどのようになっているのか。

A4. 月に1回、タクシー会社から集計表と使用されたタクシー利用券を提出してもらい、その枚数に応じて支払を行っている。

Q5. 乗合タクシーとタワラモトンタクシーの事業費はいくらになるのか。

A5. 乗合タクシーの事業費平成29年度の事業費については、約1,200万だが、運賃収入が約160万円、その他に国の補助があるので、それを差し引いた額が実質の支出額になる。今年度のタワラモトンタクシーの事業費については、約2,400万円予算計上している。

9 考察

ア 現状や事業効果

田原本町は買い物や通院などの移動に困難を伴う方を支援するために、平成22年より乗合デマンドタクシー「ももたろう号」の運行を開始した。利用方法は、利用する便の1週間前から3時間前までに予約を行い、町内約200箇所の停留所間を移動するというものである。

運行当初より利用人数は増え、登録者も2,000人を超えたが、平成28年度実績で、1日あたりの利用は20数件、実利用者は365名と、利用が低迷していた。

そこで、乗合タクシーの登録者にアンケート調査を実施し、利用者満足度を調査した。利用しなかった主な理由としては、予約が取りづらく、予約方法も煩雑であること、乗合タクシーに乗るために停留所に行くことが困難であることが挙げられ、予約の方法等を改善してほしいとの回答が多かった。

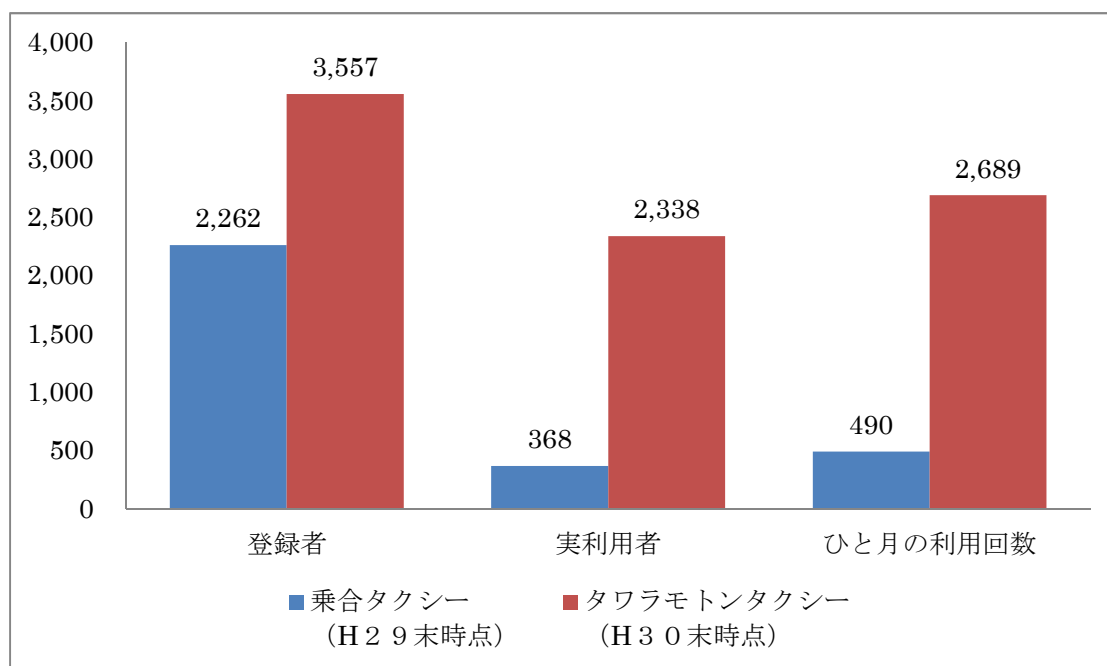
次に、乗合タクシーを廃止した場合、どのような移動手段を取るか調査を行った結果、一般のタクシーを移動に使うという回答が多かった。

そこで制度の見直しを行い、タクシーとの棲み分け、運行規模の限界により、これ以上、乗合タクシーでのサービス拡充は難しいと判断し、平成30年7月から「タワラモトンタクシー助成制度（タクシーの初乗り料金助成サービス）」を開始した。

タワラモトンタクシー助成制度は、移動制約者の日常生活における必要な外出を支援するために、町内タクシー事業者で使えるタワラモトンタクシー利用券（以下「利用券」という。）を発行するものであり、対象者及び利用券の枚数は次の表のとおりである。

対象者（下記のいずれか1つ選択）	発行枚数
70歳以上の人	24枚
身体障害者手帳1級または2級を有する人	12枚
療育手帳A1またはA2を有する人	12枚
自主的な移動が困難であることを証する書面を有する人	12枚
出産予定があり母子健康手帳の交付を受けた人	24枚
就学前の児童	24枚

利用方法としては、通常のタクシーと同様に配車・乗車を行い、その際に利用券の使用を伝え、料金支払時に利用登録証と利用券を乗務員に提示するというものである。乗合タクシーと違い、事前の予約や、乗車する停留所までの移動が不要であり、利便性が非常にいいことから、乗合タクシー事業と比べて利用者数は下記グラフのとおり大幅に伸びている。



また、利用券の利用は本人に限るが、本人以外と同乗は可能であるため、近所の仲間同士で利用するなど、地域のコミュニティづくりや見守り活動という点での効果も期待できる。

しかしながら、予算面の課題があり、初乗り運賃の補助額や利用券等の印刷費等に係る予算として2,000万円以上の予算を計上しているが、今後、高齢化率の上昇等による補助対象者の増加により、当該事業に係る予算の増加が予想される。

イ 本市に導入できることや検討

本市には JR や筑豊電気鉄道の駅が数駅あり、駅まで行けば北九州市等に出やすい環境が整っている。本市で同様の事業を行えば、田原本町と同様に、自宅から駅まで、または、病院やスーパー等に行くための利用が多くなるだろう。

自宅前までタクシーを呼べること、市内であればタクシーの初乗り運賃内で行ける場所が多いこと等の利便性の高さから、コミュニティバスより利用者は増加するのではないだろうか。

また、地域のコミュニティーづくりや見守り活動という点での効果も期待できるため、移動困難者の支援に留まらず、様々な効果も期待できる。

ウ 本市に導入した場合の課題

課題としては、やはり予算面についてだろう。コミュニティバスと違い、運賃収入がないこと、高齢化率の上昇等により、必要な予算が増加していくという問題がある。

また、この事業を実施するのであればコミュニティバスの廃止を余儀なくされるため、利用者の声を聞きながら、本市にとっての最善策を模索していかなければならない。



行政視察の様子



タクシー利用券および利用登録証